

大学博物館の設置とその意義

吉 村 日出東

大学博物館の設置とその意義

— 学術審議会報告に対する批判と大学博物館の新たな可能性 —

吉 村 日出東（九州大学大学院比較社会文化研究科）

はじめに

日本の大学に対する印象に次のようなものがある。

「はじめて九州大学に来た時、博物館はどこにあるのか尋ねたことがある。韓国では大学校（university）と大学（college）を区分する基準のひとつに博物館を持っているのかいないのかということがあって、そのような基準でいえば九州大学には当然博物館があるものと当時の私には思われた。そんなわけで博物館がないときいた時も、「九州大学校」でなくて「九州大学」なのはそのせいか、とひとりで納得したことがあった」⁽¹⁾。

これは韓国からの留学生の事例であるが、このように大学博物館の有無が、大学を見るときひとつの判断材料になり得るということが理解できる。実際、韓国のみならず欧米でも大学に博物館を付設するのは当然のものとされている。ところが日本では、平成9年現在、大学数587に対して大学博物館の数は74しかない⁽²⁾。日本ではじめて全国規模による博物館調査をした昭和7年には、大学数45に対して大学博物館に類するものは、14であった⁽³⁾。このことからみて、大学博物館はほとんど増加せず来たと言っても過言ではないだろう。ところが、ここ数年、大学博物館設立の動きが高まりつつある。これは平成8年に学術審議会学術部会において、「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」が取りまとめられたことによる⁽⁴⁾。ではなぜ、今日になって急に大学博物館が注目されることになったのか。逆に言えば、なぜ日本では大学博物館を重要施設として認識されて来なかったのか。このような問題が浮かび上がってくる⁽⁵⁾。

そこで本稿では、この問題を大学改革という角度から検討してみる。それはこの平成8年報告と連動して東京大学の総合研究資料館の博物館への改組が進められたことが示すように、大学博物館が平成以後の大学改革の流れの中で着想されたことが明らかだからである。本稿の検討からは次のような問題に逼ることができるのではないかと。第一に、かつて重要施設として認識されなかった理由と現在構想されている大学博物館の目的・機能について。この問題は一章に当たる「大学改革と大学博物館」で検討する。第二に今後、発展が期待される機能について。これは続く「新しい大学博物館にむけて」のなかで触れていく。この作業を通して大学に博物館を設置する意義を考えてみたい。

なお、本論は国立大学における大学博物館問題を中心に議論しているが、このことは同時に、私立大学を含めた日本の大学博物館の今後の可能性の一端を示すものでもある。

1 大学改革と大学博物館

大学改革からの博物館構想

「はじめに」で述べたように、大学博物館について活発に議論されるようになったのは、平成8年1月に学術審議会学術部会において「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」が取りまとめられた以降のことである。そしてこの報告は、東京大学改革（総合研究資料館の博物館改組）と一連のものとして推進されたのであった⁶⁾。そこで、大学博物館について大学改革の立場から触れておきたい。

今日の大学改革が平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」から高まったことは周知のとおりである。では、このときの答申に大学博物館に関する内容は含まれていたのだろうか。答申は「大学設置基準の大綱化」を主要事項とした内容であるが、これに関係して、図書及び図書館についての叙述はあるものの博物館に関する直接的な表現はない。但し、図書及び図書館の項目で図書以外の資料についての記述があり、見方によっては博物館的な施設の設置を視野に入れていたと言えなくもない。たとえば、「大学において教育研究上利活用される資料は、図書雑誌等のいわゆる印刷資料のほかにも、視聴覚資料、マイクロ資料、磁気テープ等多様」であると示したり、「図書館の機能を強化するためには、司書のほか、コンピューターによる情報処理、データベース・サービス、古文獻・専門分野別文献処理等を担当する専門職員」の必要性などを述べている。このことは大学教育に関する資料群を従来よりかなり多様なものとして捉えるようになってきたと言えるだろう。しかしながらここでは、あくまで図書館の充実という意図で述べるにとどまる。それでは、大学改革の中に博物館の設置構想はなかったのだろうか。そこで、現在の大学改革を方向づけた臨時教育審議会まで遡って見ていくことにしよう。

大学博物館に関する内容は、臨教審の第二次答申から現れてくる。この答申では「21世紀に向けての改革」を中心に審議され、「高等教育の改革と学術研究の振興」という項目の中で、学術情報に関連させて述べられている。そこでは、学術情報システムの整備が学術振興の上で重要課題であると指摘し、このため国内的、国際的な情報交換体制を整えると同時に、大学内の施設の改善を訴えている。すなわち、「キャンパス内ネットワークの整備、図書館、博物館、資料センター等の充実、改善もまた重要である」との認識を示したことにより、大学における博物館というもののはじめてでてきた。言い換えれば、学術情報システムの大学内施設として、大学博物館の設置が考えられるようになったのである。続く第三次答申では、生涯教育、国際化をキーワードとして「高等教育機関の組織・運営の改革」のなかで「大学諸施設の市民への開放」を述べている。ここでは直接的に博物館という言葉は出てこないが、生涯学習を支える施設として博物館的施設の開放を要請している。この様に臨教審当時から大学博物館に関する施設の必要性が意識され始めていた。ところが、先に見た大学審答申の段階では大学博物館の設置について具体化されることはなかったのである。それは、大学審議会の答申が設置基準等の大綱化へと進み、施設の新設へ向かわなかったことにも拠るであろう。それ以上に講座制に基づく研究室単位の学術研究に変化がなかったことが大きい。しかし、その後の教養部解体、新学部設置などにみられた

新しい学問体系の構築が、「知」の発信機関として大学博物館を再び今日浮上させてきたのである。

ここで、これまで臨教審と大学審の改革テーマとなった問題を整理してみると、次の四点にまとめられる。すなわち、第一に自己評価・自己点検。第二には学術情報の公開、利用について。第三に生涯学習のための開かれた大学。第四に教育研究施設の充実である。これを見ると、実はこうした大学改革の重要テーマは、同時に大学博物館に求められる機能となりうるのではないか。すなわち、博物館展示によって学術研究の成果が常に公開にさらされ、自己点検につながる。また、博物館が大学と社会の窓口となって、生涯学習を助け、学術情報を公開することになる。そしてこのような施設の整備は大学教育の充実につながることになる。ということは、大学博物館が大学改革にまさしく合致する施設と言えるのではないか。この大学改革の流れの中で、学術の新しい施設として、今日、漸く浮上してきたと考えられるのである。

学術情報と大学博物館

今回の「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」が学術審議会から報告されたことが示すように、大学博物館に求められる機能のうち、学術情報に関する問題関心がもっとも高いものであることは理解できる。実は学術情報をいかにするかという問題は、文部省が早くから取り組んできた政策の一つでもあり、すでに学術情報システムの整備という政策の一環から学術情報センターを設置している。この構想は、昭和48年の「学術振興に関する当面の基本的施策について—学術審議会第3次答申—」と「今後における学術情報システムの在り方について」（学術審議会、昭和55年答申）に基づいて生まれたものである。ここでは、前者において学術情報の流通体制の改善の必要を訴え、後者でそのためのシステムづくりを提言した。

ところで、このように学術審議会では、学術情報の公開利用について長く審議しているが、これら答申の基となった調査がある。それは、文部省大学学術局情報図書館課が、全国国立大学教官に行った学術情報の流通利用に関する実態調査である⁽⁷⁾。この調査は、人文社会科学系と自然科学系に対して二回に分けて行われており、それぞれ昭和46年3月調査（人文・社会科学系）と昭和47年3月調査（自然科学系）が実施されている。ここでその結果について少し見てみることにしよう。

人文社会科学系の調査項目に「学術情報業務に関する機関について」というのがある。ここで言う機関は、図書館、文献センター、資料センター、データセンターなどであり、まだ学術情報システムの中心となる機関整備（学術情報センター）については考えられていない。一方、この調査項目の具体的な質問に「文献センターまたは資料センターについて」の機関の必要性について問うものがある。それは、大学研究者に対して所属専門分野におけるこのような機関が必要であるかというものであった。回答は全体の91%が必要と答え、専門領域別にみても各分野とも80%以上のものが必要であると答えている。このように専門分野に関するセンターの必要性が認識される形となった⁽⁸⁾。

文部省の学術情報システム整備に関する政策では、昭和61年に学術情報センターが生まれ、情

報データの中心機関として機能しているが、これとは別に、先の回答に答える形で、専門分野ごとの中心機関の設置も促された。それはこの文部省調査の時期と一致するものであった。たとえば昭和49年には、万国博覧会跡地に国立大学共同利用機関として、民族学の中心機関の役割を持った国立民族学博物館が生まれた。また、昭和56年には、同じく国立大学共同利用機関として国立歴史民俗博物館が生まれている。このように歴史学や民族学で情報センターとしての博物館が生まれたことは、他の分野にも影響を与えることとなった。特に美術史学会は、民博の動きに触発され、昭和48年から文化庁に対して国立博物館の資料公開と利用に関する要望を提出し、美術史に関する情報センターの設置を求めている。これは昭和57年に東京国立博物館に東洋美術史のセンターとして資料館が生まれることで結実した。また仏教美術に関するものとして、奈良国立博物館に仏教美術センターが生まれている。このように国立の博物館が学術情報の公開利用に関するセンターとしての機能を持つに至った⁹⁾。

ところが、近年のコンピューターの発達はこのような構想自体を一変した。すなわち、インターネットにより、情報の交換が容易になったため、博物館などに中心となる専門機関を設置するより、個別の機関の情報をインターネットで繋ぐ方向に変化したのである。中心機関が膨大な量の専門分野に関するデータベースをまとめるより、各機関がそれぞれ所蔵している資料に関してのデータを発信し互いにネット上で共有する電子図書館、電子博物館と呼ばれるものに変化したのである。文献情報に関してはすでに図書館を通じて全国の大学は結ばれつつある。一方、文献以外の学術情報についても、全国の博物館が徐々にではあるがホームページと共に、所蔵資料の情報をネット上に公開し始めている。この様な時代の流れから、大学だけが外に在るわけにはいかないだろう。大学が所蔵する資料群に関しても公開していく方法はとられていかななくてはならない。その為の施設として、大学博物館は重要な役割を担うことになるだろう。

2 新しい大学博物館に向けて

大学博物館の資料と文書館機能の確保

前節で見たとおり、今日の大学博物館構想は、学術情報の公開利用にある点は間違いない。大学には長い伝統に伴った豊富な学術資料が蓄積されており、これを広く一般社会に向けて情報発信することは、学術文化の発展に寄与することになろう。ところで「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（中間報告）」では、これらの資料は「学術標本」という用語で示されている。この「学術標本」という用語は、大学が持つ資料群の何を指しているのだろうか。

この報告の中で、学術標本とは、「自然史関係の標本や古文書・古美術作品等の文化財に限定されるものではなく、学術研究により収集・生成された「学術研究と高等教育に資する資源」のうち、「学術研究用の生物、不動産や構築物等の大型の資源、既に図書館・文献センター等で保存・活用されている文献等を除いた有形の一次資料」と述べている。そして「大学における学術標本の現状」という項目では、学術標本に関する分類を、動物関係、植物関係、古生物関係、岩石・鉱物関係、芸術関係、考古学関係、文化人類学関係、科学技術史関係、その他、の

10に区分している。一方、博物館法では、博物館資料を「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等」というように、より広く資料を捉えている。つまりこの報告では資料をかなり限定的に捉え、特に学術標本分類では、歴史学やその他の人文・社会科学関係は除外されてしまっている。ではなぜこのような分類になってしまったのだろうか。

すでに述べたように、今回の学術審議会の報告は、東京大学の改革（総合研究資料館の博物館への改組）と連動して出されたものであった。このため東京大学の特殊性が色濃く反映されてしまうことになった。「学術資料」とせず「学術標本」と呼ぶことや、学術標本の分類も東大総合資料館のものであり、「既に図書館・文献センター等で保存・活用されている文献等」を除外するのも、東大には史料編纂所や東洋文化研究所や新聞資料センター等関連施設が存在するためである。「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」はすでに文部省の政策に組み入れられたのであるから、東大分類に縛られることなく、各大学の独自性を出せるようにしなければならないだろう。そもそも全国の大学は、その規模、伝統、専門分野について多様な形態を示しており、東大の資料や施設を前提として論じることはできない⁽¹⁰⁾。また、特にこの報告で落ちた人文・社会科学関係に関しても、博物館と図書館は機能が異なるものであるという認識にたって充実させることは当然であろう。

ところで、博物館の収集・保存資料はこのほか何が考えられるのであろうか。東大分類に拠った報告で除外されてしまった歴史系の資料など、たとえば一括した古文書類は図書館ではなく博物館資料となるべきものであり、大学によっては研究室から移管できれば充実した博物館となるだろう。また、野外施設も重要な資料である。例えば、筑波大学の駒場校地（東京都目黒区）にあるケルネル田圃は近代農学史資料として貴重なものである。また、大学建築物自身が、近代建築史の資料として重要なことは言を待たない。すでに文化庁では、平成8年に文化財保護法の一部改正が行われ、近代建築物の文化財としての重要性を警鐘し、その保護に対する支援措置を講じ始めている。しかしながら、多くの近代建築物はこの数年間で建て替えられており、大学建築に限っても東京都が重要性を指摘していた明治大学記念館や一橋大学旧講堂が失われてしまった。このような文化財保護の観点から、大学博物館は学内の建造物に対する資料的評価と保護広報活動も担わされていると言えるだろう⁽¹¹⁾。

このほか、考えられる資料のうち、特に重要なのが大学における公文書類ではないだろうか。大学はその運営にあたって膨大な文書を生み出してきた。これらは事務部局で保管または廃棄されて今日まで来ている。ところが大学を自己評価・自己点検するにあたって、今までの運営を見直すことは極めて重要な作業といえよう。各大学においてこのような作業は記念的事業として大学史の編纂という形で行われてきている。このとき大学文書が保管されずにいると自己評価・自己点検としての大学史編纂に支障を来すことになる。そこで大学には文書を保管する施設が必要となろう。ところでこのような文書を保管する施設は、文書館（アーカイブ）と呼ばれるもので、欧米では、国、自治体のみならず大学にも古くから設置されてきた。またその職員はアーキビストという専門職として確立されている。ところが日本では1970年代に入ってようやく国立公文書館が生まれ、自治体公文書館が創られ始めたという具合で、大学においてはほとんど設置されずに

いる⁽¹²⁾。東京大学や九州大学など一部の大学に大学史編纂の時生まれた史料室があるくらいである。しかし、大学改革の中で自己評価・自己点検が重要視される今、文書館機能を持った施設を早急に創る必要があるだろう。ではこの施設をどこに創ればよいのか。独立した施設も考えられなくもないが、こうした大学資料館こそ、大学博物館の一部門として設置するのが妥当ではないだろうか。すでに述べたように、大学資料の一部をなす文書類は、大学史編纂と大きく関連する。ところが大学史編纂で集められる資料は、文書類のみならず大学のかつての備品から学生の証書類、写真、ノートに至まであらゆる資料が集められる。これらは大学史資料として一括保管したほうが機能的である。また、これらを展示することによって大学の発展が容易に理解できる。そこに大学博物館に大学史部門を設置する意義がある。すでに一部大学では、大学博物館内で大学史展示を行っている。東京農工大学では、工学部附属繊維博物館で大学史に関するパネル展示を行っており、早稲田大学では会津八一記念博物館内に大学史に関するコーナーを設けている。また、東京女子医科大学には吉岡弥生記念室という東京都に登録された博物館相当施設がある。ここは大学の60年史を編纂するときに集められた資料を展示する施設で大学史料室が運営する。このような施設はほかに昭和大学などにもある。以上のように大学文書を中心とした大学関係資料を大学博物館で収集・保管・展示することは今後増加していくのではないだろうか。

大学内における博物館の位置と職員

前節までは、大学博物館を大学外との関係で、その資料や機能について考えてきた。ここでは角度をかえて、大学博物館を大学内でどのような施設として位置づければ良いかということについて考えてみよう。現行の国立学校設置法施行規則には、第一章第三節で国立大学附属の施設についての叙述がある。ところがここでは、附置研究所、附属図書館、附属病院等は項目として取り上げられているが、博物館という名称は一言も出てこない。このことが、冒頭の韓国留学生の驚きとなったことだといえるだろう。では、現存する大学博物館はいかなる施設なのか。東京大学総合研究資料博物館は、同規則第20条の三で述べられている「学内共同教育研究施設」という位置づけである。すなわち、学内で「共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設」ということである。一方、東京農工大学工学部附属繊維博物館は、同規則第20条の「学部附属の教育研究施設」ということになる。両者の違いは学部単位の施設か全学的な施設かにある。国立大学の附属博物館はこの二通りである。では、新しく大学に博物館を設置する場合、いかなる施設とするのがよいのだろうか。韓国人留学生に驚かれないためには、規則を改正し、博物館を図書館と同格の必置とするのがよいが、大学ごとに所蔵する資料の種類や量が異なる現状において必置するまでには時間がかかる。現行では「学内共同教育研究施設」という形が妥当であろう。すでに見てきたように大学博物館の機能には、学部の垣根を越えた部分が存在する。学芸員養成課程を考えて見れば、全学部から学生が博物館実習にやってくることになる。一例ではあるがこの様な部分が非常に多い。また、前項で述べた大学の文書類の収集を考えると学内共同教育研究施設の意義が重要となってくる。大学の文書を収集するという事は、事務部局で不要になった文書をのみもらい受けるのではない。現用と呼ばれる、日々生産され利

用されている文書も収集の対象となる。もちろん内容によっては公開には適さないものも含まれるだろうが、大学文書を散逸から守るためには、収集は欠かさず行わなければならない。このためには事務部局の協力は欠かせない。条文にある「当該大学における教員その他の者が共同」していく施設であることは、信頼を得る上でも重要である。

なお、私立大学を見た場合、学部附属という位置は少なく、多くは大学附属という形を採っている。このことも今後の大学博物館設置の方向を示していると言えるであろう。

次に大学博物館の職員について考えてみよう。第一に、職員はいかなる職種・職階に位置づけられるのであろうか。

「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」では、職員についてごく簡単に記述がなされている。それによれば、学術標本に関する研究者と学術標本の整理・保存・管理・公開に関する業務に携わる専従の職員の二つの職種を大学博物館の職員として想定している。これは現行の国立大学職員で考えれば前者は教員、後者を技術職員又は教務職員を充てることになるだろう。ところが博物館法に述べられている博物館の中心職員は学芸員という資格に基づいた専門職員であり、果たして技術職員や教務職員でよいのだろうか。大学博物館に生涯学習のための機能を持たせるのであれば博物館法による相当施設として登録する必要が出てくる。このときの登録審査の要件には「学芸員に相当する職員がいること」が求められている。つまり技術職員や教務職員が学芸員相当職員となるか否かという問題が出てくる。結論から言えば、学芸員資格保持者でなければ否となるであろう。国立学校設置法施行規則によれば、「技術職員は、技術に関する職務」また「教務職員は、教授研究の補助その他教務に関する職務」と規定されている。学芸員は「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項」（博物館法第四条4）を職務としており、調査研究の落ちた技術職員、教務職員は無理といえよう。今日の公務員には総務庁人事局の『公務員制度改革への提言』でも述べられているように専門性が求められており、この観点からすれば学芸員職員の独立配置は重要課題となる⁽¹³⁾。しかしながら、一方で公務員の削減という課題からすれば、新たな人員を大学に配置することはかなり難しい。そこで教員以外の職員をいかにするかが問題となる。

ここでなぜ教員が学芸員相当となるのかという点から整理してみる。学芸員の資格習得には、大学において関連する単位を習得する方法（学芸員養成課程）と、資格認定に拠る方法（文部省認定）との二種類がある。資格認定は更に二通りに分かれ、大学で習得すべき単位に関する試験による試験認定と業績審査による無試験認定がある⁽¹⁴⁾。ここで学芸員資格を有しない教員を学芸員相当とする根拠は無試験認定の受験資格保持者と判断することからである。無試験認定の方法は「博物館に関する学識及び業績」審査によるのであるが、博物館資料の研究業績（すなわち専門分野の業績）をクリアできると仮定して、後は受験資格をクリアできれば問題はない。そしてその資格は「修士又は博士の学位を有する者」であり当然クリアできる。拠って教員は問題ない。では他の職員はどうするのか。

東京農工大学附属繊維博物館の場合、助教授一名、助手一名とあとは事務職員で構成されている。事務職員は施設運営上の職員であるから除外すれば、実質教員のみ構成である。これは、

教育研究機関ということを考えれば当然である。ところが学内共同教育研究施設として幅広い部門を持った博物館を想定したとき、全ての分野への教員配置は人員数からいって不可能となる。そこでどうしても教員以外の専門性のある職員が必要となる。一部の私立大学では、学芸員の資格保有者を事務職員として採用している。たとえば、明治大学考古学博物館の場合、学芸員2名、属託2名で構成されている。また、東京農業大学農業資料館では、学芸員2名体制である⁽¹⁵⁾。ところが、国立大学では、事務系職員はたとえ学芸員資格保有者であっても、定期的な配置転換のため継続勤務は現状では得ることはできない。したがって、学芸員相当の資格を持った人材をどう確保するかということが問題となる。そこで考えられるのは、大学博物館にポストドクターのためのフェローシップを確保することである。もちろん、大学博物館に、専門分野ごとの教員を配置することが可能であればそれに越したことはない。しかしながら全ての分野に正規教員を配置できないとなれば、ポストドクターを人員配置するのが最も適切であろう。しかも、ポストドクターであれば資格的には教員と差はない。また、「ポストドクター等一万人支援計画」といしながら、実際は特定分野にしかフェローシップがない現状では、幅広い分野を持った大学博物館はポストドクターには魅力的な教育研究施設となるであろう⁽¹⁶⁾。この様に実は、大学博物館はポストドクターなどの若手研究者に対する研究支援する場として活用できる。以上、大学博物館は、さまざまな重要な意義を持った機関として発展する可能性を秘めているのである。

おわりに

大学博物館の設置は、今日の大学改革の流れの中に位置づけられるものであった。それは、大学研究室が死蔵している学術資料を公開し、学外研究者に利用活用してもらうことを意図している。このことは、学術研究分野のみならず、生涯学習のために大学施設を開放することとも関係してくる。今日のような高学歴化した社会では、生涯学習として求められる知的内容も啓蒙的なものだけではなく、学術研究に匹敵するものへの要求も高まってきている。このことは、公私立の博物館とは異なった内容を持った大学博物館の設置が期待される理由でもある。大学の学術研究と生涯学習を繋ぐ窓口として大学博物館の活動範囲は大きなものとなっていくであろう。

一方、大学博物館を学内共同利用機関として大学教育を支える施設として見たとき、講義中心の大学教育から実物教育を加えた多様なものへと変化する可能性を持った施設と言えよう。特に展示された資料に関しては、開館時間であればいつでも学習することが可能であり、講義時間にも縛られることはない。また、博物館学の実習の場として、学芸員養成課程にも活用できる。このことは同時に学芸員の再教育の場にもなりうる。学芸員や小中高校の教員は、常に新しい学術情報を吸収する必要があるにも関わらず、そのための施設や機会に恵まれていない。このような職業従事者に対して情報提供を行う施設としての博物館の整備も今後課題となってくるだろう。

以上のように多くの機能を持ち合わせた大学博物館は、本文中で指摘したポストドクターのためのフェローシップとして研究者の養成とポストの確保に貢献することによって、大学の可能性をさらに高めていくことになるだろう。

註

- (1) 金宰賢「雑記」『R a d i x』(九州大学全学共通教育広報) No.11 (九州大学大学教育研究センター、1997)
- (2) 大学数は平成9年5月1日付(『全国大学一覧』文教協会、1997)。博物館数は平成9年3月31日付(『博物館研究』No.359、1998)。日本博物館協会の調査結果発表が一年遅れるため、大学数の年度もそれに合わせた。
- (3) 日本博物館協会編『全国博物館案内』(刀江書院、1932)。植物園、水族館を除くと8館である。
- (4) 第14期学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会によって調査審議され、1995年6月に『ユニバーシティ・ミュージアムの設置について(中間報告)』が出される。1996年1月に最終報告される。報告書は中間報告のみ。
- (5) これまで大学博物館の重要性を指摘した論巧は、既存の大学博物館の紀要、年報類を別にすると、『文明のクロスロード MuseumKyushu』30号(博物館等建設推進九州会議、1989)の第2特集大学博物館だけである。漸く、東京大学総合研究資料館の博物館改組に関係して、同館助教授西野嘉章氏による『大学博物館—理念と実践と将来と』(東京大学出版会、1996)が出版された。
- (6) 東京大学総合研究資料館設立30年と東京大学創立120周年に合わせた形で、改組された。総合研究資料館館長・東大文学部教授青柳正規氏は学術審議会学術資料分科会学術資料部会の専門委員であり、大学博物館ワーキンググループ専門委員である。
- (7) 『人文・社会科学関係 学術情報の流通・利用の実態調査結果報告書』昭和46年3月調査(文部省大学学術局情報図書館課、1972)。『自然科学関係 学術情報の流通・利用の実態調査結果報告書』昭和47年3月調査(文部省大学学術局情報図書館課、1973)。
- (8) 専門領域は次の通りである。哲学、美学、心理学、社会学、教育学、文化人類学・考古学、日本史、東洋史、西洋史、国語学、国文学、外国語・外国文学等、法学、政治学、経済学、商学。このうち、国語学、国文学、心理学、教育学、商学ではほとんどのものが「必要である」としている。
- (9) 文化庁系の国立博物館では、東京国立博物館の資料館が昭和57年、奈良国立博物館の仏教美術資料研究センターが昭和55年に設立され、公開・利用の便宜を図っている。一方、京都国立博物館でも京都文化に関する調査研究施設として京都文化資料研究センターが昭和56年に設立されているが、こちらは研究調査が主となり、一般公開は行っていない。京博の話では人員・施設・寄託資料等の面で公開には適さないとのことであったが、このような消極的な意見だけではなく、京都文化という学問的分類ではないテーマであることも一因であろう。また、京都文化に関する情報利用施設に、京都府京都文化博物館があることも大きい。
- (10) 「ユニバーシティミュージアムの設置について」で特に東大総合研究資料館の影響を受けているのが専門分野の分類と「学術標本」という用語である。専門分野に関しては、総合研究

資料館の部門である、鉱物、岩石・鉱床、鉱山地史古生物、地理、植物、森林植物、薬学、医学、動物、植物、水産動物、人類・先史、考古、建築史、考古美術、美術史、文化人類を編成し直したものと見える。また「学術標本」は、総合研究資料館の前史に当たる理学部自然研究館構想の時から用いられている用語である。

ここ数年で設置された国立大学博物館の名称は、平成8年の東京大学総合研究博物館、平成9年の京都大学総合博物館、平成10年の東北大学総合学術博物館というものである。また、現在進行中の筑波大学の場合も総合科学博物館というもので名称に至るまで東大を意識したものとなっている。既存の秋田大学鉱山博物館や東京農工大学繊維博物館のような特色のある博物館構想は生み出されていない。

- (11) 平成7年に「近代の文化遺産の保存と活用について」（近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議、座長・河合隼雄）によって近代建築物の重要性が指摘され、これを受けた形で、平成8年6月の文化財保護法改正がなされ、近代建築物を中心とした保護登録制度が生まれた。『東京都の近代洋風建築－近代洋風建築（第2次）調査報告－』（東京都情報連絡室、都政情報センター管理部センター管理室、1992）では「東京都の近代建築に対して、文化財としての観点からも、保護対策を早急に講ずる必要がある」とし、しかも「厳選」した建造物として掲載している明治大学本館（記念館）が取り壊された（平成8年1月）ことは文化財保護の点から重大なことであると捉える必要がある。平成8年10月施行以後、登録制度によって東京大学安田講堂や京都大学楽友会館のように文化財として保護される建造物が増えている。移転計画のある九州大学の建造物も文化財保護を講じる必要があるだろう。
- (12) 国立公文書館は昭和46年創設。以後自治体の公文書館が開設されてきている。最も古い文書館は、山口県立文書館（昭和34年創設）である。大学に関しては、東京大学百年史編纂時代に寺崎昌男編纂委員長が学士会報など各方面で大学文書館の必要性を訴えておられたが実現に向かわなかった。
- (13) 総務庁人事局編『公務員制度改革への提言』（大蔵省印刷局、1997）
- (14) 博物館法施行規則第二章学芸員の資格認定。最近は合格者を公表しなくなったため把握しないが、かつての無試験認定合格者は年間十名程度以下である。
- (15) 私立大学の学芸員は職種上、教員ではなく事務職員である。明治大学の場合、平成元年になって専門職員に対する制度改革が行われ、「学芸員」という「呼称」が認められるようになった（伊能秀明「試論「大学博物館」考」『明治大学博物館研究報告』第1号、1996）。また、大学以外で見ると、自治体直営の博物館はほとんどが専門職として学芸員が認められているが、法人委託された博物館は半数近くが事務職扱いである（『博物館・美術館に関する調査報告書』東京都歴史文化財団、1996）。琵琶湖博物館のような研究職として認められた学芸員は、日本育英会第一種奨学金の返済免除職であるが、事務職扱いの学芸員は自ら皮肉を込めて「雑芸員」と言うほどの扱いを受けており、当然免除職ではない。
- (16) 政府の「ポストドクター等一万人計画」は科学技術庁、文部省、通産省の協力体制で行わ

れているように、科学技術、基礎科学及び産業開発に関連する分野を中心とした若手研究員制度である。

The Establishment of the University Musium and its Meaning

Hideto YOSHIMURA

The theme of this article is the establishment of the University Musium and its possibilities.

The discussion about the establishment of the University Musium began with the report of the scholarly council in 1995. We can see the report as one of the reforms in national universities because it synchronized with the reforms in University of Tokyo.

Therefore, we can give the main themes of the reforms in university in Ministry of Education as follows —

- (1) Self-study, Self-evaluation in each university
- (2) Scholarly information
- (3) Lifelong learning
- (4) Fullness of education and research facilities

Especially, sholarly information is the important policy of Ministry of Education and the base of scholarly information have been prepared mainly in national musiums.

Besides, in this article, I criticize the report of the scholarly council in 1995 that is under the strong influence of the reforms in University of Tokyo, and show following points as possibilities of the establishment of the new University Musium;

- (1) Adding archives to the University Musium as one department of it
- (2) Guaranteeing each university musium as the facility in common use and as the independent institution
- (3) Maintaining of specialist staff and the fellowship for PD, the young researcher finishing the course for doctor's degree

In consequence of adding functions above, the University Musium must work not only as the concrete shape of the reforms in universities but also as educational and research facilities showing new possibilities.